

令和 7 年 第 2 3 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和 7 年 1 月 29 日（火）午後 1 時 30 分
場 所：教育委員会室

教育長	内 野 雅 晶
教育長職務代理者	天 野 安 喜 子
委員	森 本 勝 也
委員	伊 藤 真 弓

事務局	教育推進課長	飯 田 常 雄
	学務課長	木 村 美 由 紀
	教育指導課長	大 川 千 章
	学校施設課長	栗 間 大 介
	教育相談セクタ長	百 々 和 世
	統括指導主事	田 中 将 一
	統括指導主事	堀 田 誠

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	中 尾 隆
	同 主査	樽 川 翔 平

	開会時刻 午後 1 時 30 分
内野教育長	<p>ただいまより、令和7年第23回教育委員会定例会を開催いたします。</p> <p>松山委員より、所用により欠席するとの連絡がございましたので、ご報告いたします。</p> <p>本日は1名の方から傍聴の申出がございました。事務局は傍聴人を入室させてください。</p>
	〔傍聴人入室〕
教 育 長	<p>日程第1、署名委員を決定いたします。</p> <p>本日は、天野委員と森本委員にお願いいたします。</p> <p>続いて、日程第2、議案の審議に入ります。</p> <p>第53号議案、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正についてを審議いたします。内容について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
飯田教育推進課 長	<p>では、ご説明を申し上げます。</p> <p>今回、5本の規則改正を上げさせていただいてございますが、いずれも特別区人事委員会の給与勧告に基づく、先だってご審議いただきました条例改正に関連するものでございます。併せて、特別区といわゆる組合との労使交渉を経ておりますので、より細かな内容も入っております。また、給特法の法改正があった部分についても若干盛り込まれているところでございます。</p> <p>1件目の幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の新旧対照表をご覧ください。</p> <p>ページ番号で申し上げまして、2ページ目をご覧いただければと思うんですけども、11、あと12と書いてあるところで、高齢者部分休業ないしは、育児休業法等に関する部分休業等がございます。期末手当、いわゆるボーナスに当たる手当でございますけれども、こちらにつきましては一定期間以上欠勤をした職員については減額をされて支給される仕組みになってございます。今回は、その減額にされる対象から高齢者部分休業と育児に関する休業を除外するものということでございまして、こういった育児・高齢の関係のお休みを取っている方が不利益を受けないという旨の改正でございます。</p> <p>一番最後の付則にございますように、令和8年4月1日から施行をするものでございます。</p>

	1件目については以上です。
教 育 長	説明がありました。何かご質問等ありましたらお願ひいたします。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、第53号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり決定いたします。 続いて、第54号議案、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正についてを審議いたします。概要について事務局から説明をお願いいたします。
教育推進課長	こちらにつきましては、新旧対照表の1ページ目、第4条をご覧いただければと思いますが、右側が旧、左側が新となってございます。一つ目の赤字の項目をご覧いただきますと、右側が100分の120、左側が100分の118.75ということで、少し少なくなっています。こちらにつきましては、今回の勧告に伴いまして、0.05か月分、ボーナスの支給月数が増えてございますが、今年度についてはもう6月の支給が終わってございますので、一旦12月に1年分引き上げられるように改正をさせていただきました。 このままでいきますと、来年が6月も12月も高いまま支給することになりますし、支給し過ぎになりますので、本来あるべき水準にこちらで調整をしているものでございます。 続いて、5ページをお開きください。 こちらにつきましても、中ほどに高齢者部分休業または病気休暇という記載がございます。それぞれ勤勉手当を支給するに当たりまして、これまで一定の日数以上お休みをとった場合に減額の対象となっていましたが、これを例えば病気休暇ですが、7日以上であれば減額対象でしたが、今回の改正によって、30日を超えた場合のみ、休暇の減額の対象とするということで、職員にとって有利になるような形の改正でございます。 一番最後のページにございますように、こちらも令和8年4月1日から施行でございます。

	2件目については以上です。
教 育 長	ありがとうございました。 この件で何かご質問等ありましたらお願ひいたします。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、第54号議案については原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり決定いたします。 続いて、第55号議案、幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正についてを審議いたします。内容について、事務局から説明をお願いいたします。
教育推進課長	こちらの規則につきましては、1ページ目の中ほど、別表第3のところに「別紙のとおり改める。」というふうに記載がございます。 2ページ目以降がその別紙になります、別表第3になりますけれども、こちらの表自体は昇格時対応号給表という表になってございまして、例えば副園長が園長に昇格する場合に、給料の相関関係といいますか、対応関係をお示ししているのがこの表になります。 今回、令和7年4月にさかのぼりまして、給料表の改定を行いましたので、若干この対応関係が修正必要になりましたので、改正をするものであります。 付則にございますように、こちらにつきましては令和7年4月1日に適用ということで、公布の日から施行し、4月に遡って適用でございます。給料表が4月に改定になってございますので、それと合わせたものであります。 3点目につきましては、以上です。
教 育 長	この件に関しまして、何かご質問等ありましたらお願ひいたします。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長	<p>それでは、第55号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
教 育 長	<p>それでは、原案のとおり決定いたします。</p> <p>続いて、第56号議案、義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正についてを審議いたします。内容について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
教育推進課長	<p>こちらにつきましては、義務教育等教員特別手当の改正でございますが、この手当につきましては人材確保の観点から全ての幼稚園教諭に支給している手当になります。給与条例の改正の際にもご説明を申し上げたんですが、給特法の改正に伴いまして、これまで職務の級及び号給に対応して支給していたものを校務に応じて支給額を決定するということが改正になってございます。それを受けまして、第2条におきましては、「校務を分掌する職員」というふうな文言を入れさせていただいてございます。</p> <p>また、1ページの一番下、第2条の2におきましては、校務の種類を定めているものでございます。ちなみに、校務の種類自体は、給与条例の第2条に具体的にお示ししておりますが、園長、副園長、教諭及び養護教諭という、それらの校務に基づきまして、手当を支給するものでございます。</p> <p>こちらの改正につきましては、令和8年1月1日から施行でございます。説明は以上です。</p>
教 育 長	<p>何かご質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
教 育 長	<p>それでは、第56号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
教 育 長	<p>それでは、原案のとおり決定いたします。</p> <p>続いて、第57号議案、幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正についてを審議いたします。内容について事務局から説明をお願いいたします。</p>

教育推進課長	<p>幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の改正ですが、この特殊勤務手当につきましては、いわゆる幼稚園教諭が仕事の中で非常災害等の緊急業務に従事した場合に、その負担がやはり心身に著しい負担をかけるということであった場合に支給する特別手当でございます。</p> <p>今回の改正の概要としましては、支給の要件を緩和するとともに、一部の部分につきましては支給額を増額するという内容でございます。</p> <p>1ページ目の中ほど、別表第1をご覧いただきますと、どのような場合にこの手当の該当になるかというところでございますが「業務に従事する日」ということで書かれてございますが、真ん中の太いところが、週休日や休日、代休日に勤務した場合、右側のその他のところが、通常の勤務日に勤務した場合でございます。</p> <p>真ん中のところをご覧いただきますと、右側の旧をご覧いただきますと、終日に及ぶ程度、お休みの日に1日丸ごと、1日の勤務時間分を勤務した場合に対応、この手当の該当になるというところが従前の規定でしたが、左側を見ていただくと半日程度ということで、4時間程度以上勤務した場合には該当になるということで、該当になる仕事の時間数が短くなり、緩和されてございます。</p> <p>もう一点が2ページ目でございますけれども、表の3と4になる部分になります。幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき、及び4番の幼児に対する緊急の補導業務に従事したとき、それぞれ金額が7,500円から8,000円に値上げをするものであります。こちらの規則につきましては、附則にございますように令和8年1月1日から施行するということになりました、経過措置としまして、施行日前に勤務したもの的手当につきましては、施行日以後に支給するものについても従前の例によるというものでございます。</p> <p>説明は以上です。</p>
教育指導課長	それでは、この件に関しまして、何かご質問等ありましたらお願ひいたします。
教 育 長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
	それでは、第57号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	<p>それでは、原案のとおり決定いたします。</p> <p>続いて、日程第3、教育関係事務報告にまいります。</p> <p>まず、教育委員会後援名義の使用承認について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
教育推進課長	<p>後援名義で3件ご報告をさせていただきます。</p> <p>後援名義等使用申請一覧をご覧ください。</p> <p>1件目の名義申請につきましては、今回3回目の申請でございます。行事名がこどもフリマ。申請者は、一般社団法人江戸川南法人会青年部部会長でございます。事業の目的は、子どもたちが物品と金銭のやり取りをすることによって、税金への理解やお金の重要性の理解を深めやすい環境をつくるというものですございます。実施日時は、令和8年3月15日（日）。会場は、船堀駅前トキビル。対象としましては、出店者は小学校3年生から6年生、利用者は小・中学生でございます。経費の徴収及び賞状・副賞等はございません。</p> <p>2件目の後援名義申請は、今回21回目の後援名義申請であり、区の後援名義も申請をしてございます。行事名は、2026人権のつどい。主催者は、人権のつどい実行委員会代表でございます。事業の概要としましては、学校からいじめをなくし、いじめによって自死していく子どもをなくすため、人権教育とはどうあるべきかを考える機会とするというものでございます。実施日時は、令和8年2月6日（金）。会場は、深川江戸資料館小劇場でございます。事業の対象は、一般区民。経費の徴収は、1人1,000円でございます。</p> <p>3件目の後援名義申請でございますが、32回目の後援名義申請、区のほうにも申請がございます。行事名は、第33回小松川平井地区小学校卒業記念ナイトウォーク。申請者は、小学校卒業記念ナイトウォーク実行委員会委員長でございます。事業の概要としましては、夜間27キロメートルを完歩するチャレンジ精神と、それをやり遂げた自信を小学校の卒業の記念とするというものでございます。実施日時は、令和8年3月28日（土）から29日（日）。会場は、出発・到着地として小松川小学校でございます。事業の対象としましては、地区内小学校の卒業生及びその保護者でございます。経費の徴収としては1人600円でございまして、保険や食糧費ということで徴収するものです。27キロを完歩した方には完歩証を差し上げてございます。</p>

	<p>す。</p> <p>次のページからがそれぞれの資料になります。</p> <p>こどもフリマにつきましては、事業の意義、目的のところに記載をさせていただいているように、子どもたちが物品と金銭をやり取りすることによって、税金への理解、お金の重要性についての理解を深めるというものでございます。</p> <p>2ページ目が予算書となっております。</p> <p>続いて、2026人権のつどいでございますが、こちらも事業の目的・意義のところにございますように、学校からいじめをなくし、いじめによって自死していく子どもをなくすため、ご自身も障害をもつ子どもの父親であり、元小児科医の山田真さんを講師としてお招きをして、人権教育のあり方を考えるというものでございます。</p> <p>2枚目に、予算書の添付をさせていただきました。</p> <p>続いて、ナイトウォークでございますが、1の日時は先ほどご説明させていただいたとおり、2番の開催の趣旨にございますように、ナイトウォークを通じて屋外活動により自立心を育む、チャレンジする心を育むなどを目的として開催するものでございます。</p> <p>5番のコースのところにありますように、小松川小学校を出発し、半蔵門、銀座四丁目を中間地点として、木場公園等を回って、また再び小松小学校に戻ってくる約27キロのコースを夜間、完歩するものでございます。</p> <p>次のページが地図、最後に予算書も添付させていただきました。</p> <p>説明につきましては以上でございます。</p>
教 育 長	<p>それでは、3点ございましたので、1件ずつまいりましょう。</p> <p>まず、こどもフリマについて、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。</p>
天 野 委 員	<p>楽しそうなイベントだなんて思っているところなんですけど、その船堀駅前トキビルということは外、野外になるんでしょうか。雨天の場合も決行、3月ですから、結構風も強い時期なのかなとも思っているんですけども、そういったところって何かありますか。</p>
教育推進課長	<p>すみません、そのあたりのことにつきましては、確認して後ほどご回答させていただきます。</p>

天野 委員	ありがとうございます。やっぱり風とかで雨のときの子どもたちの安全というかですね、多分、テントとかも張るでしょうから、テントが飛ぶようなときとか、そういった安全部面が気になってご質問させていただきました。後ほどで大丈夫です。
教育推進課長	ほか、この件について何かありますか。
伊藤 委員	こちらは、今回3回目ということなんですが、参加する人数はだんだん増えているらっしゃるでしょうか。
伊藤 委員	申し訳ございません、前回の報告は今手元にあるんですが、1回目のところはちょっとないんですけれども、ちなみに昨年につきましては子どもの人数が120名、大人も含めると200名強が参加されたというふうにお伺いしてございます。
伊藤 委員	ありがとうございました。
教育推進課長	こどもフリマについて、よろしいでしょうか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
教育推進課長	では、まずこどもフリマについて了承したいと思います。 2件目。2026人権のつどいについて、何かご質問等ありましたらお願いいたします。
天野 委員	この行事名からして、とても大切なことだと思っている中で、やはり中学生等も含めて参加ができる限り、その話を耳にしてもらいたいなと思っているところではあるんですが、子どもたちに向けての広報のあり方というのをちょっとお聞かせいただければと思います。
教育推進課長	この人権のつどいにつきましては、基本的には人権教育に関する講演会なんですけれども、基本的には大人向けです。参加するものとしましては、江戸川区、江東区をはじめとして、近隣の自治体の行政関係者が基本的には参加をしてございます。江戸川区で言いますと、各江戸川区の管理職が主に出席をしているところでございます。

天野委員	教育がものすごく響いているところなので、後援名義というところでは外してはいけないなと思っているところではありますから、今の答えで大丈夫です。ありがとうございました。
教育長	ほかに何かご質問ありましたらお願ひいたします。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教育長	それでは、人権のつどいについて、了承したいと思います。 続いて、三つ目ですね、ナイトウォークについて何かご質問等ありましたらお願ひいたします。
伊藤委員	すみません、イメージがわかなくてご質問なんですけれども、かなり広範囲にわたってのナイトウォークになりますか。子どもたちの安全ということで定点でかなり立たれるということでしょうか。
教育推進課長	おっしゃるとおり、夜間、子どもたちが歩くということで、安全の確保は非常に重要なところでございますが、ちなみに、昨年度で申し上げますと、今年の3月に行いましたが、子どもが148人参加しております。その保護者が72人、先生が6人ですが、運営側としまして、実行委員として地区委員やPTA会長、PTAの会長などを含めて105人、北法人会の青年部で144人、少年野球連盟から26人、警察等10名ということで、子ども148人に対して保護者が72人、その他の人たちが185人ということで、非常に多くの大人が関わって子どもたちの安全を確保しながらナイトウォークをするというものでございます。 以上です。
伊藤委員	ありがとうございました。
天野委員	私も一番はじめにこのイベントを聞いたときには安全という話を同じように聞いたんですけども、本当に多くの方々がどんどん人数増えてきていて、多くの大人も、子どもを見守る姿勢というのがものすごく構築されていて、ぜひ32年間、一言で本当にありがたいなと思っています。その一言がお伝えしたくて手を挙げさせていただきました。

	以上です。
教　育　長	<p>ありがとうございます。</p> <p>私からは、支出の表のところの使用料・手数料4, 600円、内訳の備考の警察署納付金・参加費入金手数料・会場利用料。警察署納付金というのがどういう性格なのか教えていただけますでしょうか。</p>
教育推進課長	すみません、確認させていただきます。
教　育　長	<p>大した額ではなさそうですね。なんか手数料とか会場利用料でほとんどいっちゃんしているのかなと思うんですけれども、警察って基本的には無償でやってくれそうな気がしたものですから。</p> <p>あと、感想ですけど、車両の40台当日走るということでスピードも落としたりとかいろいろと難しいのかなと思います。実踏もされるようですね。とても準備が丁寧かなと感じました。</p> <p>何かご質問等ありましたらお願いいいたします。</p> <p>よろしいですか。</p>
	[「なし」と呼ぶ者あり]
教　育　長	<p>以上、3件についてご意見等ないようですので、ただいまの報告事項を了承いたします。</p> <p>次に、いじめ電話相談（令和7年11月分）について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
百々教育相談センター長	<p>11月分のいじめの相談の状況につきまして、ご報告させていただきます。11月は3件ございました。学齢別・男女別件数といたしましては、小4女子児童に関することが1件、小5女子児童に関することが1件、その他のお子様に関して1件、計3件でございます。</p> <p>相談の内訳としましては、無視の内容のものが1件、直接的な言葉によるものが2件でございます。架電者としましては、3件とも母親となっております。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
教　育　長	この件について、何かご質問等ありましたらお願いいいたします。

天野委員	現時点でお話ししてくださるだけで大丈夫なんですけれども、学校はこの様子を知つていれば、対応も進んでいるかというところだけ教えていただければと思います。
教育相談センター長	<p>1件、小学5年生の女子児童に関しては、こちらは学校も把握しており、管理職を中心に対応のほうが進んでおるところでございます。</p> <p>小4女子児童につきましては、ちょっと個別の事案になってしまいしますので、後ほどご報告させていただきたいと思っております。</p> <p>最後の1件につきましては、園児に関することになっております。こちらにつきましても協議会のほうでご報告させていただきたいなと思っております。よろしくお願ひいたします。</p>
教育長	よろしいでしょうか。
天野委員	大丈夫です。ありがとうございます。
教育長	それでは、ほかにご質問ないようであれば、ただいまの報告事項を了承いたしたいと思います。
教育推進課長	1点、ごめんなさい、補足で。先ほどの後援名義のこどもフリマの件でございますが、雨天の場合は順延でございます、翌週に。
天野委員	翌週に。もしそこで、翌週もちょっと天候がすぐれなかつたよねというときはもう中止。
教育推進課長	中止です。
天野委員	承知しました。ありがとうございます。
教育長	それでは、以上をもちまして、令和7年度第23回教育委員会定例会を終了いたします。
	閉会時刻 午後1時55分